

議案第 6 0 号

三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 6 月 1 4 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例
(案)

三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例（平成 1 6 年三次市条例第 1 4 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

ユニット型個室	日 額 2 , 0 0 6 円	日 額 2 , 0 0 6 円
ユニット型個室的多床室	日 額 1 , 6 6 8 円	日 額 1 , 6 6 8 円
従来型個室	日 額 1 , 1 7 1 円	日 額 1 , 1 7 1 円
多床室	日 額 8 5 5 円	日 額 8 5 5 円

」を

「

ユニット型個室	日 額 2 , 0 6 6 円	日 額 2 , 0 6 6 円
ユニット型個室的多床室	日 額 1 , 7 2 8 円	日 額 1 , 7 2 8 円
従来型個室	日 額 1 , 2 3 1 円	日 額 1 , 2 3 1 円
多床室	日 額 9 1 5 円	日 額 9 1 5 円

」に改

める。

附 則

この条例は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。